

次の図に示す部分に限る。)、2275の2、2275の3、2275の7、  
字富草169の3、169の4、428の1から428の7まで、4599の  
1、4599の4、4599の5、4729(次の図に示す部分に限る。)、  
6347の1、字新野3607の1、3607の104、3607の131、3607の  
132、3607の188、3718の105、3718の227、3718の228

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所  
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢  
以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係  
書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて  
縦覧に供する。)

森林づくり推進課



## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第  
1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請  
があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告し  
ます。

平成25年1月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年1月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人CFM実行委員会
- 3 代表者の氏名  
小林 美穂
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市大字今井2618番地7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、日本社会において高齢者問題、子供や若年層の低  
体力化、女性の健康や心の病、地域社会におけるコミュニティの  
不足、地域環境の問題など、健康増進活動の事業として心身の健  
康づくり・体力づくり・人間関係づくりを目的とした様々な普及  
啓発・啓蒙活動を行っていく団体である。この法人が主宰とする  
イベント企画及びセミナーや講習会に関する利益の一部は、長野  
県内に起こった災害や被害区域、あるいは福祉施設や学校関係へ  
義援金及び寄贈品として地域の住民が安心して使用ができるよう  
に寄付をすることを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第  
1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請  
があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告し  
ます。

平成25年1月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年1月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人いいた人形劇センター
- 3 代表者の氏名  
高松 和子
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市本町1丁目2番
- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民と人形劇に関わる人たちに対して、人形劇に  
関する事業を行い、市民文化と人形劇文化及び飯田地域全体の活  
性化に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第  
1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請  
があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告し  
ます。

平成25年1月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年1月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人やればできる
- 3 代表者の氏名  
小松 みどり
- 4 主たる事務所の所在地  
上伊那郡南箕輪村109番地ワンベアマンション103号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人をはじめとして、社会的に働く場  
が得にくく、社会体験の場が限られた人たちに対して、仕事と社  
会体験の場の提供に関する事業を行うことを通じて、一人一人の  
多様な生き方、働き方を支援することを目的とする。

また、情報通信技術の利活用、コミュニケーション能力の開発  
など、地域づくり、生涯学習、職業能力開発の分野において求め  
られている技術・知識・能力の習得や開発を支援することにより、  
生涯学習活動の促進や雇用の拡大など地域へ貢献することを目的  
とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 申請のあった年月日

平成25年1月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡谷市手をつなぐ育成会

## 3 代表者の氏名

宮坂 昌志

## 4 主たる事務所の所在地

岡谷市郷田二丁目1番52号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人々に対して、多様な福祉サービスを、その障害者の意向を尊重して、総合的に提供できるよう創意工夫することにより、障害者が個人の尊厳を保持しつつ、いかなる障害も克服して地域の中で生活していけるよう支援し育成することに努めるものとする。

県民協働・NPO課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務及び数量

## ア 役務

自動車税納税通知書等印刷・データプリント業務

## イ 数量

種 別	種 類	予定数量
用紙類の印刷	自動車税納税通知書（一般用）	1,025,000枚
	自動車税納税通知書（口座振替用）	47,000枚
	窓あき封筒	658,000枚
	自動車税に関するお知らせ	656,000枚
データプリント処理	自動車税納税通知書（一般用）	905,000件
	自動車税納税通知書（口座振替用）	46,000件
封入封かん処理	自動車税納税通知書（一般用）	747,000件
はがき化処理	自動車税納税通知書（口座振替用）	46,000件

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

平成25年2月6日から平成25年7月31日まで

## (4) 入札方法

(1)イの表の種別及び種類の区分ごとに1枚又は1件当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去に種類及び規模を同じくする業務（コンビニエンスストア収納に対応した納税通知書の印刷及びデータプリント件数が100万件程度の業務）を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026 (235) 7051

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年2月1日（金）午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年1月25日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、全ての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税 務 課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月21日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド更埴店

千曲市大字寂蒔字中島361 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町1-1

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町1-1

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年9月12日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,667平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の収容台数

68台

## (2) 駐輪場の収容台数

20台

## (3) 荷さばき施設の面積

49平方メートル

## (4) 廃棄物等の保管施設の容量

96立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉

店時刻

	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後10時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時 間 帯
午前9時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時 間 帯
午前8時から午後9時まで

## 8 届出年月日

平成25年1月11日

## 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 10 縦覧の期間

平成25年1月21日から平成25年5月21日まで

## 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月21日

長野県福祉大学校 佐藤 守 賢

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県福祉大学校給食調理等業務委託

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 履行場所

長野県福祉大学校

## (5) 入札方法

給食材料費を除く1月当たりの委託額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 学校、福祉施設又は医療施設での食事の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市清水2-2-15  
長野県福祉大学校 事務室  
電話 0266(52)1459

## 4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年1月28日(月) 午後2時
- (2) 場所 長野県福祉大学校 1階大研修室

## 5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年2月12日(火) 午後2時  
イ 場所 長野県福祉大学校 1階大研修室
- (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年2月4日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県福祉大学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

地域福祉課